

角田市都市計画マスタープラン策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、角田市都市計画マスタープラン策定業務委託を委託するに当たり、価格評価のみならず、高度な知識と豊富な経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

2. 業務概要

(1) 業務名

角田市都市計画マスタープラン策定業務委託

(2) 目的

平成 24 年度に作成した「角田市都市計画マスタープラン」の検証を行い、社会情勢の変化等を踏まえるとともに上位・関連計画と整合を図り、市民の意見を反映した将来を見据えた都市形成の基本方針となる「角田市都市計画マスタープラン」の見直しを行うことを目的とする。

(3) 業務内容 別添「角田市都市計画マスタープラン策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 22 日まで

(5) 提案上限額 15,000,000 円 ただし各年度の上限額は以下のとおりとする。

令和 4 年度 7,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

令和 5 年度 8,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示 717 号)「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であり、宮城県内に本店又は支店を有する者。
- (3) 法人税(個人事業者にあっては所得税)、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者。
- (4) 角田市有資格業者に対する指名停止に関する要綱の規定に基づく停止措置を現に受けていない者。
- (5) 過去 5 年間(平成 29 年度から令和 3 年度の間)において、自治体から発注された同種又は類似した業務を受注した実績を有し、担当予定者のうち 1 人以上が当実績を有する者。

4. 選定に係る日程

内容	日程
募集開始	令和 4 年 4 月 6 日(水)から
質疑の受付	令和 4 年 4 月 20 日(水)まで

質問の回答	令和4年4月25日（月）
参加意向申出期限	令和4年4月28日（木）
参加者の選定	令和4年5月10日（月）まで
提案書の提出	令和4年5月25日（水）
プレゼンテーション	令和4年5月下旬
審査結果通知	令和4年6月上旬
契約予定日	令和4年6月中旬

5. 質問の受付と回答

質疑がある場合は、以下により提出すること。ただし、本要項に付随し、企画提案書等を作成する上での必要事項に限る。

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
- (2) 提出方法 角田市市都市整備課に電子メールにて提出
メールアドレス：toshiseibi@city.kakuda.lg.jp
メールのタイトルは「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし質問書はワード形式で提出すること。
- (3) 受付期限 令和4年4月20日（水）まで
- (4) 回答方法 受付した質問は、令和4年4月25日（月）に当市のホームページで公表するもの。
※事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

6. 参加意向申出

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル方式参加意向申出書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 業務経歴書（任意様式）
 - エ 会社概要・パンフレット等

※3. 参加資格の（2）及び（5）が確認できる書類とすること。
- (2) 提出方法 角田市都市整備課まで持参又は郵送で提出
- (3) 提出期限 令和4年4月28日（木）必着
- (4) 参加資格要件の確認結果
令和4年5月10日（月）までに参加資格確認結果通知書を発送。

7. 提案書等の受付

参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を期限まで提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加届出書（様式5）
 - イ 業務経歴書（任意様式）※再提出

- ウ 業務の実施体制（任意様式）
- エ 配置予定者調書（任意様式）※配置予定技術者の経歴等を記載
- オ 提案書（A4サイズ※A3は折込み、両面印刷可、任意様式）

以下の事項は必ず記載し、専門的知識を有さない者も理解できるよう専門用語等には脚注を付すこと。

- ①角田市の現況調査・分析及び課題の抽出に関する事項
- ②角田市第6次長期総合計画、関連計画等との連携に関する事項
- ③全体構想策定に関する事項
- ④地域別構想策定に関する事項
- ⑤住民意向の聴取、反映に関する事項
- ⑥施策の評価指標・設定方法に関する事項
- ⑦2か年の業務工程に関する事項

カ 令和4年度及び令和5年度の業務見積書（任意様式）

- (2) 提出部数 原本1部及び原本の写し10部を、1部ずつファイリングして提出。
- (3) 提出方法 角田市都市整備課に持参又は郵送（必着）。
- (4) 提出期間 令和4年5月25日（水）午後5時まで

8. 事業者の審査

提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。

- (1) 審査方法 プレゼンテーション方式とし、別添の審査基準に基づき審査する。
- (2) 実施日 令和4年5月下旬 ※実施日、開始時間は別途通知する。
- (3) 実施方法 提案内容に係るプレゼンテーション20分以内、質疑10分程度。
- (4) 出席者 本業務を担当する者を含む3名以内。
- (5) プレゼンテーション等の留意事項
 - ア プレゼンテーションを行う順番は届け出順とする。
 - イ プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うこととし、事前に提出した提案書を補足するもの以外の内容の資料、提案等は認めない。
 - ウ プレゼンテーションでパソコン等を使用する場合は、スクリーン、プロジェクター以外の機器は提案者が持参すること。

9. 事業者の選定

- (1) 角田市都市計画マスタープラン業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により評価基準に基づき審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を受託候補者とする。ただし、最高得点を得た提案者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。
- (2) 評価基準 別表評価基準のとおり。
- (3) 選定結果 提案者に対し文書で通知するものとし、結果はホームページ等により公表する。

10. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」に規定する要件を満たしていない者。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をした者。
- (3) 提案書を提出期限まで提出しなかった者。
- (4) 審査の公平性を害する行為をした者
- (5) 提出した提案書の内容が、仕様書の水準を明らかに満たしていないと認められた者。
- (6) 提案価格が提案上限額を超える金額である者。
- (7) 前号に掲げるもののほか、失格に相当するものと選定委員会が認めた者。

11. 契約の締結

契約内容及び仕様書については、採択された提案を基に市と詳細を協議の上、角田市契約規則に基づき契約を締結するもの。なお、契約金額については、協議の内容により提案金額と変更が生じることがあるもの。

12. その他

- (1) 提案者は、本要領等に定める諸条件に同意し、提案したものとする。
- (2) プロポーザルに参加することによる一切の費用及び機材等は提案者の負担とする。
- (3) 参加表明以降に審査を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 提案書の提出期限以降の書類の変更及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類及びデータ等は返却しない。
- (6) 提出された書類について、無断で本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- (7) 提出された書類について、角田市情報公開条例（平成 11 年角田市条例第 22 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

13. 問い合わせ先

角田市産業建設部都市整備課（担当：佐藤、小澤）

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地

電話 0224-63-2122（直通）

FAX 0224-63-4863

メールアドレス toshiseibi@city.kakuda.lg.jp